

ASIAGAP 審査のタイミングについて【追補】

2018 年 7 月 5 日に発行した文書「ASIAGAP の更新審査のタイミング」(18JGAP 第 166 号) の補足として本文書を発行します。先の文書では維持審査のタイミングが具体的にどの範囲で実施可能か、わかりにくかったため本文書にて審査可能範囲を図示します。また、審査のタイミングが厳密化され、既存の ASIAGAP 認証農場の中には審査日の設定が困難な農場が発生しているため、その対応について示します。

記

1. 維持審査が可能な期間は、初回認証日から 9 か月目より初回認証日から 12 か月目までの 3 か月間 (図 1 の②の期間) および初回認証日から 12 か月目より初回審査日から 15 か月以内の期間 (図 1 の③の期間) となる。審査を分割する場合は最初に①の期間に 1 回目の審査を受け (図 1 の A)、2 回目の審査は②あるいは③の期間に審査を受けなければならない (図 1 の B)。分割した維持審査を④の期間に受けることはできない (図 1 の A')。また A と B の間隔は 6 か月以内であること。

継続認証の場合も同様に、維持審査が可能な期間は図 1 の⑦および⑧の期間である。審査を分割する場合は⑥の期間に 1 回目の審査を受け (図 1 の E)、2 回目の審査は②あるいは③の期間に審査を受けなければならない (図 1 の F)。また E と F の間隔は 6 か月以内であること。

2. 更新審査が可能な期間は、初回認証日から 21 か月目から有効期限までの 3 か月間 (図 2 の⑤の期間) となる。審査を分割する場合は最初に④の期間に 1 回目の審査を受け (図 2 の C)、2 回目の審査は⑤の期間に審査を受けなければならない (図 2 の D)。また C と D の間隔は 6 か月以内となる。

継続認証の場合も同様に、更新審査が可能な期間は、更新認証日から 21 か月目から有効期限までの 3 か月間 (図 2 の⑩の期間) となる。審査を分割する場合は最初に⑨の期間に 1 回目の審査を受け (図 2 の G)、2 回目の審査は⑤の期間に審査を受けなければならない (図 2 の H)。

また G と H の間隔は 6 か月以内であること。

3. 認証機関と認証農場・団体間で次の維持審査日程を決めていたが、その審査日程が上記の審査が可能な期間（図 1, 2 の②③⑦⑧）を過ぎてしまい、審査日の調整が困難な場合、初回審査日（更新審査日）から 15 か月を超過した時期（図 1, 2 の④⑨の期間）での維持審査を認める。ただし、その審査日になった理由を記録し、月 1 回日本 GAP 協会へ報告すること。

4. 総合規則 9.3 認証の一時停止・取消し (2)c) における「本規則 7.3 で規定されている審査のタイミングまでに審査が実施できなかった場合」の維持審査のタイミングの期限は初回審査日または更新審査日から 15 か月（図の③⑧の期限）とする。

以上

図1.初回認証の場合

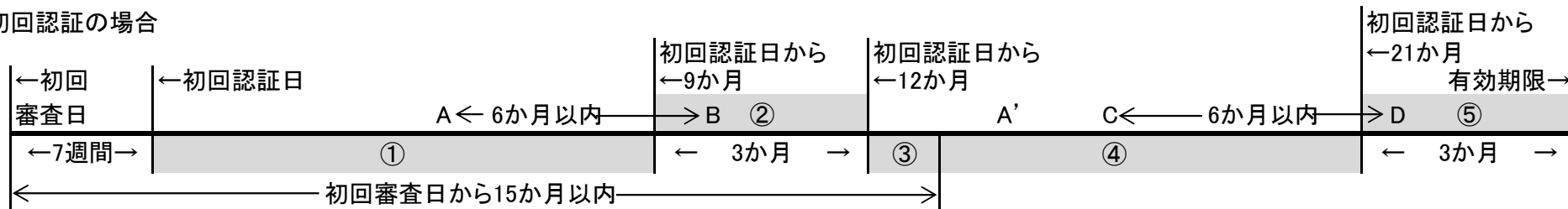


図2.継続認証の場合

